

国土交通省説明資料

令和5年6月22日
自動車局



- **安全な電動キックボード等の普及**を促進するためには、関係省庁等とも連携しつつ、保安基準に適合しない「**不適合品**」の**流通防止**を図ることが重要
- このため、保安基準の策定とあわせ、①**民間機関等による基準適合性確認制度**を創設したほか、②**国による市場サーベイランス**等の実施に向けて準備中

民間機関等による基準適合性確認制度

- 国土交通省は、**民間の機関・団体等(確認機関)**の能力をあらかじめ審査・公表
- 確認機関は、電動キックボード等の**メーカー・販売事業者等からの申請**に基づき、**基準適合**を確認
- 国土交通省は、確認を受けた電動キックボード等について、**確認機関名、メーカー名、販売者名、型式、写真等の情報**をリスト化し、**ホームページ等で公表**

<対応状況>

- 本制度により基準適合が確認された型式数は以下の通り(6月15日現在)

	基準適合が確認された型式数
使用過程車	6
新車	3



国による市場サーベイランス等

- 不適合品に関する**情報提供窓口**の設置や、**市場抜取を通じた車両の性能確認**等により市場の実態を把握
- 関係行政機関(警察庁・経産省・消費者庁)等に対し情報提供

<対応状況>

- 不適合品に関する情報提供窓口を開設
- 市場抜取によるサーベイランスの実施に向け準備中

市場措置の環境整備

- 設計製造に起因する基準不適合が発生した場合には、**リコール制度に準じた取扱い**を行う

<対応状況>

- 基準不適合品に対するリコール制度の対象に追加済